

議案第 9 号

箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町幼保連携型認定こども園の保育料について定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

箱根町幼保連携型認定こども園条例（平成 26 年箱根町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「平成 24 年法律第 65 号」の次に「。以下「法」という。」を、「支給認定子ども」の次に「(以下「支給認定子ども」という。)」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（保育料）

第 5 条 幼保連携型認定こども園に在籍している者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。次項において「在園者」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる在園者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定子ども 法第 27 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育及び保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育及び保育に要した費用の額）

(2) 前号に掲げる者以外の者 法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額

3 町長は、特に必要と認めるときは、保育料を減免することができる。

4 既に徴収した保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

附則に次の 1 項を加える。

（保育料の額の特例）

5 第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる者（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。）に該当する支給認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法附則第 9 条第 1 項第 1 号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育及び保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育及び保育に要した費用の額）

- (2) 法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育を受ける者 法附則
第 9 条第 1 項第 2 号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額
(その額が現に教育及び保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に
教育及び保育に要した費用の額)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。